

## ドライバー等安全教育訓練実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人 熊本県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行うトラックドライバーまたは安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

### (資格・要件)

第2条 助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、県ト協会員事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。ただし、ただし、助成対象者に熊ト協会費及び帳票代等の未納がある場合は、助成の対象としない。

### (助成交付対象研修施設)

第3条 助成の対象となる研修施設は、次に掲げる研修施設とする。

研修施設名	所在地	電話番号
ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町今古賀 81-5	093-293-2359
八代ドライビングスクール	八代市平山新町 5 3 3 8	0965-32-8135
大矢野自動車学校	上天草市大矢野町中 2 4 4 3	0964-56-2033

### (助成対象研修)

第4条 助成の対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識、運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、県ト協が指定するものとする。

### (研修コース、助成額等)

第5条 助成額は、次のとおりとする。

#### (1) ドライビングアカデミーONGA

1泊2日コース 助成額 1名 38,000円（受講料 48,000円）

#### (2) 八代ドライビングスクール

ア. 日帰り2日コース 助成額 1名 22,000円（受講料 32,000円）

イ. 日帰りコース 助成額 1名 15,000円（受講料 15,000円）

(3) 大矢野自動車学校

日帰りコース 助成額 1名 15,000円 (受講料 15,000円)

2 費用負担は、次のとおりとする。

- (1)前項のうち、(1) ドライビングアカデミーONGA及び(2) 八代ドライビングスクールのアの研修に係る受講料については、10,000円を会員事業所の負担とする。
- (2)各研修施設への交通費等については、研修対象事業者の負担とする。

(研修の申込方法等)

第6条 受講希望者は、「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」(様式1)に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等を記入のうえ、各研修日の10日前までに協会へFAXで申し込むものとし、申込みは先着順とする。

2 受講者数は、研修コースごとに1事業者2名までとする。

(研修受講料)

第7条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費等の費用を含めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第8条 助成対象事業者は、助成の資格、要件、人数枠等の適否について、事前に県ト協の確認を得るものとする。

(申込みの取り下げ)

第9条 受講申し込みの取り下げは、受講開始日の5日前までに県ト協へ連絡しなければならない。

(申込みの取り下げ等の場合の費用負担)

第10条 申し込みをした事業者、ドライバー等が、次のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければならない。

- (1)受講開始日5日前を経過して申し込みを取り下げたとき。
- (2)特別な事由なく、所定の研修を終了しないか、または受講を途中で中止したとき。
- (3)研修又は手続き等において、不適切な行為があったとき。

(受講料の負担)

第11条 研修の受講料は、研修コースごとに、その全額又は一部を県ト協が負担する。

(その他の留意事項)

第12条 研修期間中は、研修所の講師や職員の指示に従うこと。

2 故意または過失により、研修施設に損害を与えた場合は、受講者または事業者が補償するものとする。

(附則) 1. この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則) 1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則) 1. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) 1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則) 1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則) 1. この要綱は、平成30年5月11日から施行する。